

2018 年 4 月 2 日

## 誓約書の提出のお願い

取引企業各社 殿

京都外国語大学・京都外国語短期大学  
コンプライアンス推進責任者 根本宮美子

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本学では、公的研究費に関する取扱規程、研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程等に基づき、研究活動の不正行為防止や研究費の不正使用の防止に努めてまいりましたが、平成 26 年 2 月 18 日に文部科学省において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）が改正され、不正を事前に防止するための適正な運営・管理活動の一つとして、「取引業者に誓約書※等の提出を求める」ことを要請されました。

当該要請を受け、本学では不正防止対策を積極的に行うため、原則として弊機構と取引のある全ての企業の皆様から誓約書の提出を求めることといたしました。

今後、本学との契約締結にあたっては、誓約書の提出を前提条件とさせていただきますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、「誓約書」のご提出をお願いいたします。

※ 誓約書に求める事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」14 ページの「取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項」をご参照ください。ガイドラインは、文部科学省の以下の URL より参照ができます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

敬具